



守人第 45 号の 2
平成 30 年 5 月 25 日

守口市職員労働組合
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 西端



2018 年夏季・一時金要求に対する回答について

- 1 夏季一時金については、期末手当 1.225 か月、勤勉手当 0.9 か月の計 2.125 か月とする。
- 2・3 人事評価制度については、今後とも十分な労使協議を行い、一方的実施はしない。人材育成に資するため、必要な協議は十分に行っていくが、地方公務員法の規定に基づき、人事評価制度に関する実施要領のとおり、評価の処遇反映及び評価結果の活用を行っていく。
- 4 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
- 5 勤勉手当を廃止する考えはない。
- 6 再任用職員の夏季一時金については、期末手当 0.65 か月、勤勉手当 0.425 か月の計 1.075 か月とする。臨時職員の一時金の復活については引き続き協議していく。
- 7 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
- 8 夏季一時金の支給日は、6 月 29 日とする。
- 9 夏季特別休暇については、6 日とする。
取得については、昨年同様 1 日単位とする。なお、夏季期間中の半休等は年次休暇で対応していただきたい。
- 10 臨時職員の勤務時間・賃金については、引き続き協議していく。
- 11 サービス残業は違法であり、根絶するまで指導の徹底を図る。超過勤務の適正処理は当然のことであり、そのために必要なことは引き続き努力する。

12 市民サービスを維持向上させるために、職員採用試験の実施や適切な人員配置に向け努力する。

13 現憲法を遵守していく姿勢に変わりはない。今後とも地方自治の本旨に基づいた行政運営に努める。

※1 生活改善については、改善の必要性を認識し、秋闘、賃金確定時の中で具体的に実施できるよう引き続き努力する。

※2 職場改善については、次のとおりとする。

- 職員の心身の健康を守る立場から、管理職員も含め、超過勤務の実態を正しく把握し、あらゆる方策を通じて過重な超過勤務の解消に努めていく。
- 休暇については、計画的な年次有給休暇を取得できるよう、できる限りの手段を講じていきたい。夏季休暇及び夏季期間の有給休暇取得促進についても、引き続き努力する。